最終更新日:2017年2月13日

サントリー食品インターナショナル株式会社

代表取締役社長 小郷三朗
問合せ先:コーポレートコミュニケーション部 03－3275－7022
証券コード:2587

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、“A quest for the best tastes & quality to bring happiness & wellness into everyday life.”(お客様の生活に幸せと健康をもたらす、とっておきのおいしさと品質を追い求め続けること)をお客様に提供したい価値として、また、目指す姿として“To be the leading global soft drink company recognized for our premium and unique brands.”(上質でユニークなブランドで認められる飲料業界のグローバル・リーディングカンパニー)を掲げ、株主及び投資家の皆様、お客様、地域社会、取引先、従業員等の各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コード(以下「コード」とします)の各原則の実施状況を、「サントリー食品インターナショナル株式会社コーポレート・ガバナンス方針」(以下「当社方針」とします)として開示し、次の当社ホームページに掲載しております。

日本語:http://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/management/governance.html
英語: http://www.suntory.com/softdrink/ir/management/governance.html

なお、コードにおいて開示すべきとされる事項につきましては、当社方針のうち、それぞれ、次の項目を参照ください。
原則1-4:当社方針「13. 当社グループが保有する株式について」
原則1-7:当社方針「14. 関連当事者間取引の方針」
原則3-1:当社方針「前文」、「1. われわれのVISION」、「2.行動準則」、「3. 多様性」、「4. 適切な情報開示」及び「10. 取締役の指名・報酬等について」
補充原則4-1-1:当社方針「9. 取締役会の役割等」
原則4-8:当社方針「11. 社外取締役、独立取締役について」
原則4-9:当社方針「11. 社外取締役、独立取締役について」
補充原則4-11-1:当社方針「3. 多様性」及び「9. 取締役会の役割等」
補充原則4-11-2:当社方針「10. .取締役の指名・報酬等について」及び「11. 社外取締役、独立取締役について」
補充原則4-11-3:当社方針「9. 取締役会の役割等」
補充原則4-14-2:当社方針「9. 取締役会の役割等」
原則5-1:当社方針「8. 株主との対話」

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
サントリーホールディングス株式会社	183,800,000	59.48
HSBC BANK PLC A/C ABU DHABI INVESTMENT AUTHORITY	5,590,600	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,409,400	1.75
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	4,799,300	1.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,773,800	1.54
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,270,100	1.05
CITIBANK, N.A. -NY, AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY SHARE HOLDERS	3,220,217	1.04
THE BANK OF NEW YORK 133522	2,882,602	0.93
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,823,229	0.91
JPモルガン証券株式会社	2,685,274	0.86

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	サントリーホールディングス株式会社 (非上場)

補足説明

当社の親会社であるサントリーホールディングス株式会社は、寿不動産株式会社の子会社であるため、寿不動産株式会社も当社の親会社に該当します。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数 更新	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

(1) 当社の親会社であるサントリーホールディングス株式会社を含むサントリーグループとの取引については、総務部門及び経理部門において取引の必要性並びに取引条件及びその決定方法の妥当性について、事前に確認を行っております。また、同社からの独立性確保の観点も踏まえ、特に重要と考えられる取引については、複数の独立社外取締役を含んだ取締役会において、その取引の必要性及び妥当性について十分に審議した上で意思決定を行っております。
(2) 事前の審議に加え、審議の内容に基づいた取引が行われているかどうかについて、内部監査部門における取引の内容等の事後的なチェック、監査等委員会による監査を行う等の健全性及び適正性確保の仕組みを整備しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

親会社からの独立性の確保について
当社は、サントリーホールディングス株式会社を親会社として有しております。
当社の事業展開にあたっては、親会社等の指示や承認に基づいてこれを行うのではなく、社外独立役員を含む取締役会を中心とした独自の意思決定に基づき具体的な業務執行をしております。親会社グループとの取引についても、管理部門における取引開始時のチェックだけでなく、監査等委員会や内部監査部門による監査によって、取引の内容について事後的にチェックを行い、また重要な取引については取締役会に定期的に報告を行う等の健全性及び適正性確保の仕組みを有しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上　ゆかり	他の会社の出身者								○			
上原　征彦	他の会社の出身者								△			
内田　晴康	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上　ゆかり		○	日本ケロッグ合同会社の代表職務執行者社長及び株式会社ジェーシー・コムサの社外取締役を兼任しております。当社と日本ケロッグ合同会社の親会社のKelloggs Companyとの間では、飲料関連の取引がありますが、金額的重要性はございません。また、株式会社ジェーシー・コムサとの間には取引関係はありません。	井上ゆかり氏は、企業経営者としての豊富な経験・知識、高い見識を有し、客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監督を行っていただいており、社外取締役として適任であると判断しています。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準及び開示加重要件のいずれにも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
上原　征彦	○	○	株式会社コムテック22の代表取締役を兼任しております。当社と株式会社コムテック22との間には、取引関係はございません。	上原征彦氏は、マーケティング論及び経営戦略論研究者としての幅広い知識、高い見識を有しており、社外取締役（監査等委員）として客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監査・監督を行っていただけるものと期待しております。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準及び開示加重要件のいずれ

				にも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
内田　晴康	○		森・濱田松本法律事務所弁護士及び、大日本住友製薬株式会社の社外監査役を兼任しております。当社と森・濱田松本法律事務所との間には、弁護士業務などの取引がございますが、金額的重要性はございません。	内田晴康氏は、弁護士としての豊富な経験、幅広い知識、高い見識を有しており、社外取締役（監査等委員）として客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監査・監督を行っていただけるものと期待しております。同氏は、独立性の高い社外取締役であります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部門との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員、内部監査部門、会計監査人は、必要に応じて打ち合わせを実施し、内部統制に関する報告、意見交換を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	人事委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は、社外取締役2名及び代表取締役社長、人事部門担当取締役の4名で構成される任意の人事委員会を設置しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしながら、社外取締役が業務執行者をつとめる法人・団体との取引関係等を勘案のうえ、社外取締役を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役の報酬等は、その役割と責務にふさわしい水準となるよう、業績及び企業価値の向上に対する動機付けや、優秀な人材の確保に配慮した体系としております。業務執行取締役の報酬等は、月次報酬（月次・定額）と賞与（年次・業績連動）としており、その水準は、外部の専門機関の調査データを参考にし、職責や社内・社外の別に応じて設定しております。また、賞与については、主として連結営業利益を指標としてその金額を決定しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

事業報告にて、社内取締役及び社外取締役の別に、報酬の種類別総額を開示しております。
また、有価証券報告書では、これに加え、報酬の総額が1億円以上である取締役について個別の報酬開示を行っています。

事業報告及び有価証券報告書は、当社ホームページに掲載しております。
事業報告（招集通知内）：http://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/stock/pdf/meeting_shoushu_07.pdf
有価証券報告書：http://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/library/securities.html

2015年度に支払った取締役報酬額についての開示状況は、次のとおりです。

【役員区分ごとの報酬額】（単位：百万円）

取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	報酬等の総額391 基本報酬228 賞与163
社外取締役（監査等委員を除く）	報酬等の総額12 基本報酬12 賞与0
監査等委員（社外取締役を除く）	報酬等の総額23 基本報酬14 賞与9
社外取締役（監査等委員）	報酬等の総額16 基本報酬16 賞与0
監査役（社外監査役を除く）	報酬等の総額12 基本報酬8 賞与4
社外監査役	報酬等の総額8 基本報酬8 賞与0

【個別の報酬額】（単位：百万円）

鳥井信宏　報酬等の総額122 基本報酬72 賞与50

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等は、予め株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く）については取締役会の決議により、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定しております。
取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、業績及び企業価値の向上に対する動機付けや、優秀な人材の確保にも配慮し、基本報酬（月次・定額）と賞与（年次・業績連動）としており、その水準は、外部の専門機関の調査データを参考にし、その役割と責任にふさわしい水準となるよう、職責や社内・社外の別に応じて設定しています。なお、賞与については、主に連結営業利益等を指標としてその金額を決定しており、社外取締役には賞与を支給いたしておりません。
監査等委員である取締役の報酬等は、優秀な人材の確保にも配慮し、原則として、基本報酬（月額・定額）のみとするとともに、常勤監査等委員である取締役につきましては、業績への寄与を勘案し、報酬等として、基本報酬と賞与（年次・業績連動）としており、その水準は、外部の専門機関の調査データを参考にし、職責や社内・社外の別に応じて監査等委員である取締役の協議により決定しています。なお、賞与については、主に連結営業利益等を指標としてその金額を決定しております。
また、当社は、退職慰労金制度及びストックオプション制度は導入いたしておりません。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役（監査等委員含む）の専従スタッフは配置していませんが、総務部がサポートを行っております。社外取締役（監査等委員含む）に対しては、事前に取締役会資料を送付し、総務部が必要に応じて事前に議案の内容について説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社はコーポレート・ガバナンス体制として、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しています。当社の取締役は、定款で員数を20名以内と定めており、本書提出日における員数は11名（監査等委員3名含む）であり、うち3名（監査等委員2名含む）は社外取締役です。
（1）取締役会について
　取締役会は、定時取締役会が毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業計画、組織等経営上の重要な事項をすべて

審議、意思決定するとともに、グループ各社の業務執行状況の報告を受け、監督を行っています。なお、取締役の任期は、経営環境の変化に対応し、最適な経営体制を機動的に構築するため、1年間としています。
(2)監査等委員会について
社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成される監査等委員会は、内部統制システムを利用して、取締役の職務執行、その他グループ経営に関わる全般の職務執行状況について、監査を実施しています。
(3)会計監査人について
会計監査人は有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任しており、会計及び会計に係る内部統制の適正及び適法性について第三者としての視点より助言・指導を受けています。
(4)内部監査について
内部監査につきましては、内部監査部門として監査部及びグローバル監査部を設置しており、本書提出日現在における監査部及びグローバル監査部の員数は14名であります。監査部及びグローバル監査部は当社及びグループ各社の監査を実施し、業務の適正な執行に関わる健全性の維持に努めています。
(5)リスクマネジメントコミッティ等
重要なリスクについては、リスクマネジメントコミッティ及び品質保証委員会において、当社グループ全体の業務遂行上のリスク及び品質リスクを、網羅的・総括的に管理するものとしています。また、下部組織であるコンプライアンス委員会において、グループ会社を含めた当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会における議決権を有する監査等委員である取締役により、取締役会の監督機能を一層強化し、社外取締役の比率を高めるとともに、重要な業務執行の決定の全部または一部の取締役への委任を通じて取締役会における迅速な意思決定を実現することで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的とし、当社は監査等委員会設置会社の体制を選択しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の開催日の約3週間前までに発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット・携帯電話による議決権の行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	全文の英訳版を作成し、英文ホームページで公開しています。
その他	招集通知（和文とその英訳版）を、発送の2営業日前に当社ホームページに掲載しております。 和文：http://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/stock/meeting.html 英訳版：http://www.suntory.com/softdrink/ir/stock/meeting.html

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	基本方針に加え、開示方法、業績予想等に関する留意事項、沈黙期間につき定めています。当社ホームページに掲載しております。 http://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/disclosure/index.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表（第2四半期決算・期末決算）において、社長・財務担当役員を説明者として開催しています。 また、第1・3四半期を含む決算発表のほか、必要に応じて電話会議を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、米国、アジアの主要都市において、社長・財務担当役員を説明者に各場所年1～2回、個別訪問ミーティングを実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRサイトの内容充実に努めており、決算発表資料、適時開示資料、各種プレスリリース、プレゼンテーション資料、有価証券報告書及び四半期報告書、株主総会招集通知、アニュアルレポート等掲載の他、機関投資家向け決算説明会のライブ中継・オンデマンド配信をIRサイト上にて実施しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署は、コーポレートコミュニケーション部です。	
その他	投資家向けの重要な開示資料は原則として全て英訳し、和文と同時又は和文開示後速やかにホームページに掲載しております。 英文IRサイトURL http://www.suntory.com/softdrink/ir/index.html	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念、企業行動指針等に各ステークホルダーの尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境委員会にて活動しております。 当社は、自然の恵みに支えられている企業の責務として、長年にわたり持続可能な社会づくりに貢献するために、当社の「2020年目標」を設定しています ■当社の「2020年目標」について 環境負荷低減の2つの目標を掲げます。 （1）当社グループの自社工場での水使用を42%削減 （2）当社グループのバリューチェーンのCO2排出を25%削減 当社は、環境に対する企業活動の目標を新たに設定することで、環境経営をよりいっそう推進していきます。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーに従い、社外への情報提供を行なっています。適時・公正・公平なディスクロージャーの推進による経営の透明性向上に取り組んでいます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）は次のとおりであります。

（1）当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1．当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、「人と自然と響きあう」という企業理念を共通の志として、国際的企業市民としての自覚をもとに、市民社会のルールを尊重し、コンプライアンスを最優先にする組織と風土を何よりも重視し、当社グループの取締役、執行役員及び従業員等一人ひとりが、企業市民として、社会的な倫理の上に組織の意思決定を行い、事業活動を展開する。
2．上記理念の実践のため、サントリーグループ企業倫理綱領に基づき、法令遵守・社会倫理の遵守を当社グループの全ての取締役、執行役員及び従業員等の行動規範とする。取締役及び執行役員は、法令・定款並びに企業倫理の遵守を率先垂範して行うとともにコンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めるものとする。
3．当社グループの取締役、執行役員及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、リスクマネジメントコミッティの下にコンプライアンス委員会を設置し、同委員会において、当社グループ全体のコンプライアンス活動の推進を行い、コンプライアンス推進に関する重要課題を審議する。また、同委員会及びコンプライアンス担当部門により、定期的に教育・研修活動を行うとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。
4．リスクマネジメントコミッティは、同コミッティ及びコンプライアンス委員会の審議内容及び活動を、適宜、取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。
5．取締役及び執行役員が当社グループのコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会に報告するものとする。また、コンプライアンス・ホットラインを社内・社外に設置し、当社グループの従業員等がコンプライアンス上の問題点について、直接報告できる体制とし、情報の確保に努めた上で、報告を受けたコンプライアンス委員会は、その内容を調査し、必要に応じて関連部署と協議し、是正措置を取り、再発防止策を策定し、当社グループ全体にこれを実施させるものとする。
6．必要に応じて、グループ会社に取締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定や監督を実施する。また、当社の関連部署は、必要に応じて、グループ会社に対する助言、指導又は支援を実施するものとする。
7．必要に応じて、グループ会社に監査役を派遣し、監査を実施するものとする。
8．内部監査部門を設置し、当社グループのコンプライアンスの状況・業務の適正性に関する内部監査を実施する。内部監査部門はその結果を、適宜、監査等委員会及び代表取締役社長に報告するものとする。
9．当社グループの財務報告の適正性の確保に向けた内部統制体制を整備・構築する。
10．取締役及び執行役員は、当社グループにおいて、反社会的勢力との関係断絶及び不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進するものとする。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1．取締役及び執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び社内規程に従い保存・管理するものとする。
2．上記の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
3．リスクマネジメントコミッティにおいて、個人情報を含む情報の保護・保存のみならず、情報の活用による企業価値向上を含めた情報セキュリティ・ガバナンス体制を構築・推進する。

（3）当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1．当社グループのリスクマネジメントの基本方針は、取締役会において決定されるものとする。
2．業務執行におけるリスクは、各業務執行取締役及び執行役員がその対応について責任を持ち、重要なリスクについて、取締役会において、分析・評価を行い、改善策を審議・決定するものとする。
3．グループ経営上重要なリスクは、リスクマネジメントコミッティ及び品質保証委員会において、当社グループ全体の業務遂行上のリスク及び品質リスクをそれぞれ網羅的・総括的に管理する。また、必要に応じ、当該リスクの管理に関する規程の制定・ガイドラインの策定・研修活動の実施等を行うものとする。
4．新たに生じたグループ経営上重要なリスクについては、取締役会において、速やかに対応の責任を持つ業務執行取締役又は執行役員を選定し、対応について決定するものとする。

（4）当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1．当社グループの経営の基本方針は、取締役会において決定されるものとする。
2．当社は、当社グループの取締役、執行役員及び従業員等が共有すべき全社的目標を定め、担当取締役は、全社的目標達成のための具体的目標及び権限の適切な配分等、当該目標達成のための効率的な方法を定める。
3．担当取締役は、目標達成の進捗状況について、取締役会において確認し、具体的な対応策を報告しなければならないものとする。
4．各取締役の業務執行の適切な分担を実施し、責任権限規程に基づき、効率的な意思決定を図るものとする。

（5）当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1．グループ会社の業務執行の状況については、定期的に経営委員会及び取締役会において報告されるものとする。
2．グループ会社を担当する業務執行取締役及び執行役員は、随時子会社から業務執行の状況の報告を求めるものとする。
3．責任権限規程において、グループ会社の経営に関わる一定の事項については、当社の関連部署との協議・報告又は当社の取締役会の承認を義務付けるものとする。
4．内部監査部門は、グループ会社に対する内部監査の結果を、適宜、監査等委員会及び代表取締役社長に報告するものとする。

（6）その他の当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社を含むグループ会社間の取引については、取引の実施及び取引条件の決定等に関する内部手続を定め、これらの取引の客観性及び合理性を確保する。特に、親会社との取引に関しては、親会社からの独立性を確保するよう留意する。

（7）当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1．監査等委員会の職務は、内部監査部門においてこれを補助する。内部監査部門の使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。

2. 内部監査部門の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(8)当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

1. 代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行うものとする。
2. 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び従業員等は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。
3. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び従業員等は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行うものとする。
4. 内部監査部門及びリスクマネジメントコミッティは、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行うものとする。
5. コンプライアンス担当部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部通報の状況の報告を行うものとする。

(9)当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び従業員等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

(10)当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
2. 当社は、監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担する。
3. 監査等委員会は、グループ会社の監査役(若しくはこれらに相当する者)又は内部監査部門との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。
4. 監査等委員会は、定期的に代表取締役社長及び会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜基本的な考え方＞
当社グループは、企業倫理綱領に基づき、反社会的勢力に対しては、断固とした対応を行います。
＜整備状況＞
当社の総務部門を中心に、各社に責任者を配置しています。万一不当な要求があった場合には、警察等の関係行政機関、顧問弁護士等と連携して対処する体制を整えています。反社会的勢力対応マニュアルを整備し、全社に周知し、各種研修を実施する等、体制の整備に努めています。また、取引開始時には調査を実施し、反社会的勢力との取引防止に努めています。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制について】
　当社グループは、投資者に適時適切な企業情報を開示することを基本姿勢とし、社内規程に従って、以下の適時開示すべき情報を取り扱います。
（1）情報の集約管理は、コーポレートコミュニケーション部及び総務部とします。これらは内部情報管理を徹底するとともに、適時開示事項に該当する案件については、必要に応じてリスクマネジメントコミッティに伝達します。
（2）当社の重要事実等東京証券取引所の定める会社情報の適時開示については、コーポレートコミュニケーション部が担当します。
（3）各部門からコーポレートコミュニケーション部又は総務部に集約された情報については、コーポレートコミュニケーション部及び総務部において協議し、コーポレートコミュニケーション部が、重要事実の発生あるいは決定後遅滞なく適時開示を行います。
（4）上記体制については、全社に周知徹底を行い、開示状況については、定期的に社外役員を含めた取締役会等で報告し、改善につなげてまいります。

